

2 失効してから6か月以内の方（やむを得ない理由のある方）

| | |
|-------|--|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ やむを得ない理由のため更新できなかった方で、失効してから6か月以内の方（やむを得ない理由が、失効前から発生して失効後まで継続している必要があります。） ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。 |
| 試験内容 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 学科試験、技能試験ともに免除となります。 ※ 適性試験に合格し、講習を受講すると運転免許証が交付されます。 |
| 受付時間 | <p>月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午後1時～午後1時50分（午前の受付は、ありません）</p> |
| 場所 | 秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター |
| 必要書類等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許申請書（免許センターにあります。） ○ 質問票（免許センターにあります。） ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票（免許センターにあります。） ○ 申請用写真 1枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ○ 本籍（国籍）の記載された住民票 ○ やむを得ない理由を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ パスポート（出入国の記録があるもの） ・ 診断書、入院証明書又は在所証明書など（理由及び期間の明記されたもの） ○ 失効した運転免許証（返納の義務があります。） ◇ 70歳以上の方は、次の書類の提出も必要となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 70歳以上75歳未満の方は、高齢者講習終了証明書 ・ 75歳以上の方は、高齢者講習終了証明書、認知機能検査結果通知書（運転技能検査を受検した方は、運転技能検査受検結果証明書の提出も必要となります。） ※ 前記のほか、同等の制度による高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査もありますので、分からぬ場合は、運転免許センター試験係までお問合せください。 |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 住民票は、必ず本籍（国籍）の記載されたものを準備してください。 （「本籍（国籍）省略」のものは、申請を受理できません。） ○ 失効した運転免許証を紛失した方は、事前に運転免許センター試験係（018-862-7570）へご相談ください。 なお、申請日当日は、本籍（国籍）の記載された住民票のほかにマイナンバーカード、健康保険証、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証など本人確認のための書類の提示が必要となります。 ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。 |
| 参考事項 | <ul style="list-style-type: none"> ◎ やむを得ない理由が、失効前から発生して失効後まで継続している方は、その理由を証明する書類を添付して申請することで、以前の運転経歴が継続されます。 なお、講習が優良講習又は一般講習に該当した方は、適性試験に合格した後、それぞれの講習を受けることにより、「5回目の誕生日以後1か月間有効（優良講習の方はゴールド）」の免許証が交付されます。 |

◎ 一定の病気を理由として運転免許証を失効した方は、事前に運転免許センター行政処分係（#8080又は018-824-0660）へご相談ください。
(秋田県公安委員会指定の診断書の提出が必要な場合があります。)

| | | |
|-------|---------------------------------|----------------------|
| 申請手数料 | 全 免 種 | 1,900円（申請免種ごとに必要です。） |
| 講習手数料 | 優良講習500円、一般講習800円、初回・違反講習1,350円 | |
| 交付手数料 | | 2,050円 |
| 併記手数料 | 1免種につき | 200円ずつ加算 |